

開進第二小学校 いじめ対策基本方針

練馬区立開進第二小学校

「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を踏まえ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を確実にを行うため、開進第二小学校としていじめ対策基本方針を策定しております。いじめの撲滅のために、保護者や地域の皆様と連携しながら、全教職員がこの方針に則り、いじめの防止に取り組んでまいります。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 学校としての基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。
- いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

※ 全教職員がこの基本姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見ていきます。

2 いじめ未然防止の取組

- (1) 児童一人一人が達成感や充実感をもち、「わかった・できた・楽しい授業」が味わえる授業の実践に努める。
- (2) 「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように教育活動全体を通じて指導する。
- (3) 他者と関りコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。
- (4) 学級活動に互いのよさを見付けたり、考えの違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- (5) 全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発授業を行う。
- (6) いじめの防止に関する教職員研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

3 いじめを早期発見するための取組

- (1) 学校の生活場面での対応の仕方
 - ① 登下校
 - ・児童、保護者と相談し、一人きりにならないように配慮する。
 - ② 登校したら
 - ・登校を確認したら、必要に応じて担任や関係職員、保護者に連絡を入れる。
 - ・担任または教職員が靴箱まで行き、登校時の様子を見守る。

③ 授業中

- ・担任、または関係教職員が教室に入って、児童の様子を見守る。

④ 休み時間・教室移動・清掃中

- ・担任または教職員が児童の様子を見守る。

(2) 家庭との連携

- ・定期的に連絡を取り合い、学校と家庭の様子を把握する。

(3) 練馬区の「ふれあい月間」(6・11・2月)に校内で「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。

(4) 月に一度「なかよしの日」を設定し、年間を通してアンケートを実施し、児童が自ら行動の振り返りをする機会を設け、いじめの未然防止に努める。

(5) 心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、学校生活支援員、全ての教員に話ができるような環境を整え、気軽に相談できる体制を作る。

3年生は心のふれあい相談員と、5年生は、スクールカウンセラーと全員面談を実施し、何でも相談できる体制を作る。

(6) 定期的に全教職員が児童の様子を掌握し、必要に応じて対応する。また、情報や対応策の共通理解を図り、組織的に対応を行う。

4 いじめを発見した場合の早期対応

(1) 対応の手順

- ① 事実確認(該当児童双方への聞き取り等)
- ② 保護者への連絡・周知
- ③ いじめの制止に向けた指導(被害の拡大防止、根本的解決への具体的指導)
- ④ いじめを受けた児童・保護者への支援
- ⑤ いじめを行った児童に対する実効性のある指導またはその保護者への助言

(2) 校内の体制

・「いじめ対策委員会」で対応を協議し、組織として対応の方針を決定すると共に、学校全体で情報を共有して児童の様子をそれぞれの立場で注意して見守っていく。

・心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、つつじ教室巡回指導教員・専門員が、児童・保護者との相談体制を整える。

(3) 外部関係機関との連携

・教育委員会に報告しながら、必要に応じて、関係機関(教育相談所・子ども家庭支援センター・学校教育支援センター等)と連携を図り対応する。

・主任児童委員と密に連絡を取り合い、地域での様子を把握すると共に長期休業中等の対応ができるようにする。

5 重大事態の対処

(1) 教職員による「重大事態」の定義を確実に理解した上で、教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断を行う。

(2) いじめを繰り返さないために日常的な子供への指導及び支援、保護者、地域、関係者等との連携を行い、未然防止に努める。